

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

笠松町長

笠松町地方就職支援金の交付（不交付）決定通知書

笠松町地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付（不交付）することを決定しましたので、お知らせいたします。

- 1 決定内容
交付（不交付）
- 2 交付決定の額
円
- 3 不交付の理由

(備考)

- 1 笠松町は、笠松町地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす企業へ就業しなかった場合：全額
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に、笠松町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に笠松町に住民票がある場合を除く。）：全額
 - ・就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし、退職日から3か月以内に笠松町地方就職支援金交付要綱第4条第2号の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - ・笠松町への転入日又は笠松町地方就職支援金交付要綱第4条第2号アの要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に笠松町外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - ・笠松町への転入日又は笠松町地方就職支援金交付要綱第4条第2号アの要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に笠松町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 笠松町は、笠松町地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する調査を行います。報告及び調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で笠松町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に笠松町を被告として（笠松町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することになります。